

科学図書館ブックレット

卑彌呼考

内藤虎次郎



科学図書館

目次

一、本文の撰擇……………	四
二、本文の記事に關する我邦最舊の見解……………	三
三、舊說に對する異論……………	四
四、本文の考證……………	六
五、結論……………	三九

後漢書、三國志、晉書、北史等に出でたる倭國女王卑彌呼の事に關しては、從來史家の考證甚だ繁く、或は之を以て我神功皇后とし、或は以て筑紫の一女酋とし、紛々として歸一する所なきが如くなるも、近時に於ては大抵後説を取る者多きに似たり。今余が考ふる所は此の二者に異なる者あれば試みに左の序次により、其の所見を下に述べんとす。

一、本文の撰擇

二、本文の記事に關する我邦最舊の見解

三、舊説に對する異論

四、本文の考證

五、結論

一、本文の撰擇

卑彌呼の記事を載せたる支那史書の中、晉書、北史の如きは、固より後漢書、三國志に據りたること疑なければ、此は論を費すことを須ひざれども、後漢書と三國志との間に存する歧異の點に關しては、史家の疑惑を惹く者なくばあらず。三國志は晉代に成りて、今の范曄の後漢書は、宋代に成れる晩出の書なれども、兩書が同一事を記するに當りて、後漢書の取れる史料が、三國志の所載以外に及ぶこと、東夷傳中にすら一二にして止らざれば、其の倭國傳の記事も然る者あるにあらずやとは、史家の動もすれば疑惑を挟みし所なりき。此の疑惑を決せんことは、即ち本文撰擇の第一要件なり。

次には本文の中、各本に字句の異同あることを考へざるべからず。三國志に就て言はんに、余は

未だ宋板本を見ざるも、元槧明修本、明南監本、乾隆殿板本、汲古閣本等を對照し、更に北史、通典、太平御覽、冊府元龜等、此の記事を引用せる諸書を參考して其の異同の少からざるに驚きたり。其の歧異を決せんことは、即ち本文撰擇の第二要件なり。

今先づ單に其の先出の書たる理由によりて、左に三國志魏書第三十の本文を掲ぐべし。

倭人傳

倭人在二帶方東南大海之中。依二山島爲三國邑。舊百餘國。漢時有三朝見者。今使譯所レ通三十三國。從レ郡至レ倭。循三海岸一水行。歷三韓國。乍南乍東。到三其北岸狗邪韓國。七千餘里。始度三一海二千餘里。至三對馬國。其大官曰三卑狗。副曰三卑奴母離。所レ居絕島。方可三四百餘里。土地山險。多三深林。道路如三禽鹿徑。有三千餘戶。無三良田。食三海物一自活。乘レ船南北市糴。又南渡三一海二千餘里。名曰三瀚海。至三一大國。官亦曰三卑狗。副曰三卑奴母離。方可三三百里。多三竹木叢林。有三三千許家。差有三田地。耕レ田猶不足食。亦南北市糴。又渡三一海一千餘里。至三末盧國。有三四千餘戶。濱三山海一居。草木茂盛。行不レ見前人。好捕三魚鰕。水無三深淺。皆沈沒取レ之。東南陸行五百里。到三伊都國。官曰三爾支。副曰三泄謨觚柄渠觚。有三千餘戶。世有レ王。皆統三屬女王國。郡使往來常所レ駐。東南至三奴國一百里。官曰三兒馬觚。副曰三卑奴母離。有三二萬餘戶。東行至三不彌國一百里。官曰三多模。副曰三卑奴母離。〔有三千餘家。〕南至三投馬國。水行二十日。官曰三彌彌。副曰三彌彌那利。可三五萬餘戶。南至三邪馬壹國。女王之所レ都。水行十日。陸行一月。官有三伊支馬。次曰三彌馬升。次曰三彌馬獲支。次曰三奴佳鞮。可三七萬餘戶。自女王國一以北。其戶數道里可三略載。其餘旁國遠絕。不レ可レ得レ詳。次有三斯馬國。次有三已百支國。次有三

伊邪國。次有郡支國。次有彌奴國。次有好古都國。次有不呼國。次有姐奴國。次有對蘇國。次有蘇奴國。次有呼邑國。次有華奴蘇奴國。次有鬼國。次有爲吾國。次有鬼奴國。次有邪馬國。次有躬臣國。次有巴利國。次有支惟國。次有烏奴國。次有奴國。此女王境界所盡。其南有狗奴國。男子爲王。其官有狗古智卑狗。不屬女王。自郡至女王國。萬二千餘里。男子無大小。皆黥面文身。自古以來。其使詣中國。皆自稱大夫。夏后少康之子。封於會稽。斷髮文身。以避蛟龍之害。今倭水人好沈沒捕魚蛤。文身。亦以厭大魚水禽。後稍以爲飾。諸國文身各異。或左或右。或大或小。尊卑有差。計其道里。當在會稽東冶之東。其風俗不淫。男子皆露紒。以木縣招頭。其衣橫幅。但結束相連。畧無縫。婦人被髮屈紒。作衣如單被。穿其中央。貫頭衣之。種禾稻紵麻。蠶桑緝績。出細紵縑絲。其地無牛馬虎豹羊鵲。兵用矛楯木弓。木弓短下長上。竹箭或鐵鏃。或骨鏃。所無。與儋耳朱崖同。倭地溫暖。冬夏食生菜。皆徒跣。有屋室。父母兄弟臥息異處。以朱丹塗其身。如中國用粉也。食飲用籩豆。手食。其死有棺無槨。封土作冢。始死。停喪十餘日。當時不食肉。喪主哭泣。他人就歌舞飲酒。已葬。舉家詣水中澡浴。以如練沐。其行來渡海詣中國。恆使一人不梳頭。不去蟣蟲。衣服垢污。不食肉。不近婦人。如喪人。名之爲持衰。若行者吉善。共顧其生口財物。若有疾病遭暴害。便欲殺之。謂其持衰不謹。出眞珠、青玉。其山有丹。其木有柶杼、豫樟、椶櫚、投檀、烏號、楓香。其竹篠籥桃支。有薑橘椒蘘荷。不知以爲滋味。有獼猴黑雉。其俗舉事行來。有所云爲。輒灼骨而下。以占吉凶。先告所卜。其辭如令。龜法視火坼占兆。其會同座起。父子男女無

別。人性嗜酒。魏略曰。其俗不知正歲四時。但記春耕秋收爲年紀。見大人所敬。但搏手以當跪拜。其人壽考。或百年。或八十年。其俗國大人皆四五婦。下戶或二三婦。婦人不淫。不妬忌。不盜竊。少諍訟。其犯法。輕者沒其妻子。重者滅其門戶及親族。尊卑各有差序。足相臣服。收租賦。有邸閣。國國有市。交易有無。使大倭監之。自女王國以北。特置一大率。檢察諸國。諸國畏憚之。常治伊都國。於國中。有如刺史。王遣使詣京都。帶方郡。諸韓國。及郡使倭國。皆臨津搜露傳送文書。賜遺之物。詣女王。不得差錯。下戶與大人相逢道路。逡巡入草。傳辭說事。或蹲或跪。兩手據地。爲之恭敬。對應聲曰噫。比如然諾。其國本亦以男子爲王。住七八十年。倭國亂。相攻伐歷年。乃共立一女子爲王。名曰卑彌呼。事鬼道。能惑衆。年已長大。無夫婿。有男弟。佐治國。自爲王以來。少有見者。以婢千人自侍。唯有男子一人。給飲食。傳辭出入。居處宮室。樓觀城柵嚴設。常有兵守衛。女王國東渡海千餘里。復有國。皆倭種。又有侏儒國。在其南。人長三四尺。去女王四千餘里。又有裸國、黑齒國。復在其東南。船行一年可至。參問倭地絕在海上洲島之上。或絕或連。周旋可五千餘里。景初二年六月。倭女王遣大夫難升米等詣郡。求下詣天子朝獻。太守劉夏遣吏將。送詣京都。其年十二月。詔書報倭女王。曰制詔親魏倭王卑彌呼。帶方太守劉夏遣使送汝大夫難升米、次使都市牛利。奉汝所獻男生口四人、女生口六人、班布二匹、一丈。以到。汝所踰遠。乃遣使貢獻。是汝之忠孝。我甚哀汝。今以汝爲親魏倭王。假金印紫綬。裝封付帶方太守假授。汝其綏撫種人。勉爲孝順。汝來使難升米、牛利涉遠。道路勤勞。今以難升米爲率善中郎將。牛利爲率善校尉。假銀印青綬。引見勞賜遣還。今以絳地交龍

錦五匹、注絳地縹粟罽十張、縹絳五十匹、紺青五十匹、答汝所獻貢直。又特賜汝紺地句文錦三匹、細班華罽五張、白絹五十匹、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、眞珠鉛丹各五十斤。皆裝封付難升米、牛利。還到錄受。悉可下以示汝國中人。使知國家哀汝。故鄭重賜汝好物也。正始元年。太守弓遵遣建中校尉梯備等奉證書印綬詣倭國。拜假倭王。并齎詔賜金帛錦罽刀鏡采物。倭王因使上表。答謝詔恩。其四年。倭王復遣使大夫伊聲耆掖邪狗等八人。上獻生口、倭錦、絳青縑緜衣、帛布、丹、木拊、短弓矢。掖邪狗等壹拜率善中郎將印綬。其六年。詔賜倭難升米黃幢。付郡假授。其八年。太守王頌到官。倭女王卑彌呼與狗奴國男王卑彌呼素不和。遣倭載斯烏越等詣郡。說相攻擊狀。遣塞曹掾史張政等。因齎詔書黃幢。拜假難升米。爲檄告諭之。卑彌呼以死。大作冢。徑百餘步。徇葬者奴婢百餘人。更立男王。國中不服。更相誅殺。當時殺千餘人。復立卑彌呼宗女壹與年十三爲王。國中遂定。政等以檄告諭壹與。壹與遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人。送政等還。因詣臺獻上男女生口三十人。貢白珠五千孔、青大句珠二枚、異文雜錦二十四。

この三國志の文は、魚豢の魏略によりて、略ぼ點竄を加へたる者なるが如し。蓋し三國志、特に其の東北諸夷に關する記事は、多く魏略を取りて、魚豢が當時の語として記したる文字すらも改めざる處あり。高句麗王傳に「今高句麗王宮是也」といひ、「今古羅加駁位居是也」といふが如き、即ち其例にして、この文中にも今使譯所通三十國といへるは、亦此と同一の筆法なり。但だ三國志の作者陳壽が、果して此の記事を魏略より取りて、他書より取らざるやは疑ひ得られざるに非ざるも、三國志の裴松之注に引ける魏略の文、鮮卑の條にも、又西戎の條にも、屢「今」の字を用ゐたる例あるを

見、又漢書地理志の顔師古注に、此に掲げたる本文中、「女王國東渡_レ海千餘里。復有_レ國。皆倭種」といへるを引きて、之を魏略の文とせるを見れば、此の疑は氷釋すべし。既に三國志の倭人傳が魏略より出でたるを決せば、次で決したきは後漢書の倭國傳も、同じく魏略より出でたりや否やなり。後漢書の作者たる范曄は支那史家中、最も能文なる者の一なれば、其の刪潤の方法、極めて巧妙にして、引書の痕跡を泯滅し、殆ど鉤稽窮搜に縁なきの恨あるも、左の數條は明らかに其馬脚を露はせる者と謂ふべし。

倭在三韓東南大海中。依_二山島_一爲_レ居。凡百餘國。自_二武帝滅_二朝鮮_一。使譯通_二於漢_一者。三十許國。(一)

三國志が取れる魏略の文は、前漢書地理志の「樂浪海中有_二倭人_一。分爲_二百餘國_一。以_二歲時_一來獻見云。」とあるに本づきたるにて、其の「舊百餘國」と舊字を下せるは、此が爲にして、即ち漢時を指し、「今使譯所_レ通三十國」といへる今は魏の時をいへるなり。然るに范曄が漢に通ずる者三十餘國とせるは、魏略の文を改刪して遺漏せるなり。但し帶方の郡名は漢時になきを以て、之を改めて韓とせるは、其の注意の至れる處なれども、左の條の如きは、猶全く其の馬脚を蔽ひ得ざるなり。

樂浪郡徼去_二其國_一萬二千里。(二)

魏略は女王國より帶方郡に至る距離を萬二千餘里としたるも、范曄は漢時未だ有らざる郡より起算するを得ざれば、已むを得ず、漢時已に有りたる樂浪郡の徼より起算せしなり。されど夫餘が玄菟の北千里といひ、高句麗が遼東の東千里といふ、いづれも其の郡治より起算せる例に照せば、女王國を樂浪の郡徼より起算せるは、例に外れたる書法なり。又云く

其地大較在_二會稽東冶之東_一。與_二朱崖儋耳_一相近。故其法俗多同。(三)

三國志の文は「所_二有無_一」即ち風俗物産の儋耳朱崖と同じきをいひ、其下に風土を記せる句を續けたるを、後漢書には位置の意義と變じたり。是れ改削の際に起れる疎謬なり。

有_二城柵屋室_一。父母兄弟異_レ處。(四)

三國志には「城柵」の字は、卑彌呼の居處に關する條にのみ見え、人民一般の風俗とは認められざるに、後漢書が其造語の嚴整を主として、人民の屋室にも「城柵」の字を添へたるは蛇足なり。更に著しき疎謬は左の一條に在り。云く

自_二女王國_一東度_レ海千餘里。至_二拘奴國_一。雖_二皆倭種_一。而不_レ屬_二女王_一。(五)

三國志のこの記事は、前に顔師古が漢書の注を引けるにても知らるゝ如く、魏略と全然一致して、たゞ女王國の東に復た國ありといへるのみにて、之を拘奴國とはせず。拘奴國の記事は、女王境界の盡くる所たる奴國の下に繋けて、其南に在りしたり。されば後漢書の改削が不當なることは明らかなるに、從來の史家には、反て三國志を誤として、後漢書が他書によりて之を正したりと思へる者ありき。是れ蓋し顔師古が引ける魏略に思ひ及ばざりし過ならん。其他、後漢書が魏略の文を割裂し、擧括したりと見るべき字句は、次に辯ずる數條を除く外、全篇皆然り。中にも左の最後の一節、即ち

又有_二夷洲及亶洲_一。傳言秦始皇遣_二方士徐福_一將_二童男女數千人_一入_レ海(中略)所在絕遠。不_レ可_二往來_一。(六)

の如きは、三國志の呉志孫權傳、黃龍二年に權が將を遣して海に浮び、夷洲及亶洲を求めしめたる記事を割裂して、此に附けたる者にて、こは魏略に本づきたりと覚えねば、或は直ちに三國志に據りけ

んも知れず。されば此記事の本文として、三國志の據るべく、後漢書の據るに足らざることは、益す明白なり。

但だ此に辯ぜざるべからざるは、左の一條なり。曰く

建武中元二年。倭奴國奉_レ貢朝賀。使人自稱_二大夫_一。倭國之極南界也。光武賜以_二印綬_一。安帝永初元年。倭國王帥升等獻_二生口百六十人_一。願_二請見_一。桓靈間倭國大亂。更相攻伐。歷年無_レ主。有_二一女子_一。名曰_二卑彌呼_一。云々

此の漢代に於る朝貢の記事は、三國志には漏れて後漢書にのみ存せり。此だけは三國志の疏奪を范曄が補ひたりとも言ひ得べきに似たれども、翻つて魏略の書法を考ふれば、鮮卑、朝鮮、西戎の各傳、皆秦漢の世の事より詳述せるを、三國志は漢までの記事を剪り去りて、單に三國時代の分だけ存せり。こは裴松之が三國志を注せる時、其の剪り去りし魏略の文を補綴して、再び舊觀に還せるによりて證明せられたれば、後漢書の此條は、三國志には據らざりけんも、魏略に據りたるは疑ふべからざるが如し。

附記、此文中倭國王帥升等とあるを、通典には倭面土地王帥升等に作れるにつきて、菅政友氏が考證は、其著漢籍倭人考に見えたり。余も此事につきて考へ得たることあれど、枝葉に涉らんことを恐れて、此には述べず。

已上綜べて之を攷ふれば、倭國の記事が魏略の文を殆ど其まゝに取り用ひたる三國志に據るの正當なることは知らるべく、本文撰擇の第一要件は、こゝに解決を告げたるなり。

第二の要件たる字句の校定は、本文即ち地名官名人等の考證と相待つて爲さざるべからざる者

多く、單獨に各本の歧異を列擧せんことは、益少きを以て、後段に合併して、此には省略すること、し、今はたゞ已に掲げたる本文が、元槩明修本を本として、一二、乾隆殿板本を参照せる者なることを告白するに止むべし。余が見たる諸本の中には、大體に於て元槩明修本、最も正しきを覺えたり。汲古閣の十七史は、世に善本と稱せらるゝ者なるも、余が知れる所にては三國志、後漢書等は、頗る劣れるが如く、三國志は往々乾隆殿板よりも劣り、後漢書は復かに元大徳本に淵源せしと見ゆる寛永活版本より惡し。乾隆殿板本は明の北監本に出でたれば、此は重複して擧ぐるを要せざるべく、三國志の明南監本は馮夢禎が手校を経たれば、監本中のやゝ善きものとせらるゝこと、顧亭林の日知録にも見えたれども、其の體式已に古ならず、字句の訛奪も、亦往々にしてあり。此等は余が撰擇の標準を定めたる理由なり。又參考せる書中、太平御覽は未だ宋本を見るの機會を得ざれば、我が倣宋活字本を主として、極めて希れに鮑刻本を参照したり。鮑刻本は明板本を宋本にて校したる者によりたるが、四夷部倭國の條は、明板の粗惡殊に甚しく、鮑刻本は又之を汲古閣本の三國志にて校改したる跡ありて、校宋本として取るべき處殆ど之なく、我が活字本の影宋本を墨守せるに如かざるなり。通典、冊府元龜等は通行本を用るたり。

二、本文の記事に關する我邦最舊の見解

本文の記事を考證するにつきては、先づ日本書紀の作者が卑彌呼を何人と見たるかを知らんことを要す、是れ我邦史家が本文の記事に下したる最舊の批評と謂ふべき者なればなり。神功皇后紀に左の記事あり。

三十九年。是歲也大歲己未。魏志云。明帝景初三年六月。倭女王遣大夫難斗米等詣郡。求詣天子一朝獻。太守鄧夏遣使將送詣京都一也。

四十年。魏志云。正始元年。遣建忠校尉梯携等一奉詔書印綬。詣倭國一也。

四十三年。魏志云。正始四年。倭王復遣使大夫伊聲耆掖耶等約八人一上獻。

六十六年。是年。晉武帝泰初二年。晉起居注云。武帝泰初二年十月。倭女王遣重譯一貢獻。

此の記事にして日本紀作者の手に成りたらんには、卑彌呼を神功皇后なりと信じたりと斷ぜんに何の碍げかあらん。然るに近世の國學者の間には、此等の細注ある記事の大部分を、後人の攙入にかゝる者とする説ありて、頗る勢力あり。之を攙入とせる所以は、其の外國史書の文が、國史に混ざることはあるまじき事なりといふ一種の尊王説に本づけること疑なきも、其の口實とする所は、古本に之なしといふに在り。されども此等の説も、近時田中勘兵衛氏の藏せる奈良朝の古寫本と思はる、應神紀斷簡出づるに及びて、大に其の信用を薄弱ならしめたり。應神紀五年船を造りて枯野と名づけたる條の細注、及び二十二年、「兄媛者古備臣祖御友別之妹也」といへる細注は、書記集解に古本に無し、私記攙入せりとなせる者なるに、古寫本には之あり、此外にも集解に引ける古本の據るに足らざる證あれば、同じく集解が古本になしといへる神功紀の細注も、之を攙入なりと見るべき根據なし。特に六十六年の細注が晉起居注を引きたるは、尤も其の信すべきを見る者にして、晉起居注は藤原佐世が日本國現在書目にも見え、古く我邦に流傳せること論なく、神功紀が唐太宗勅撰の晉書を引かずして、此の書を引きたるは、或は未だ晉書を見ざりしに由るならん。されば此の細注の古きことも、隨て知らるべし。又日本紀が用ひたる韓國の地名が往々三國志の三韓傳中に在る地名と符合

することも注意せざるべからず。應神紀八年の細注に出でたる支侵^{シシム}、同十六年の細注に出でたる爾^{リム}林の如き、三國志馬韓の條にも支侵、兒林の國名あり。神功紀四十九年に出でたる古奚津は、同じく馬韓の條に出でたる古爰國なるべく、爰は奚の形似によりて訛れるなるべし。又同年に出でたる布彌支^{ホムキ}、半古^{ヘムコ}の地は、馬韓傳に不彌國、支半國、狗素國、捷盧國の名見えたり。こは三國志が不彌支國、半狗國、素捷盧國とすべきを誤りて四國に分ちたる者なるべく、之を日本紀によりて正すことを得るは、實に奇と謂ふべし。凡そ此等の地名は、韓國の古史にも多く見えず、見えたるも、兒林が爾陵に作らるゝなど、反て日本紀と三國志との近接せるに似ざるを證するに過ぎざるに、日本紀と三國志との符合は、以て日本紀の作者が、已に三國志若くは魏略の類を見たりしことを推知すべし。かく神功紀の細注、並びに紀中の地名の兩端によりて考ふれば、日本紀の作者が、卑彌呼を神功皇后と推定して、其年代をも同時に置きたりしことは、疑ふべからず。是れ實に我邦の史家が、卑彌呼の記事に對して下せる批評の嚆矢といふことを得べし。此の古き批評は、固より今日史家に在りても漫然看過すべからざる所なり。但し此の見解が果して正當なりや否やは、猶ほ別問題に屬す。

三、舊說に對する異論

足利氏の中世に當り、僧周鳳あり、文正の頃、善隣國寶記を著はして、始めて倭國が果して日本なりやに疑を挾めり。即ち前漢書地理志の樂浪海中有倭人一^ニ分三百餘國^ニとあるを、若し日本とせば百餘國とするは疑ふべしといひ、又魏志の在帶方東南海中^ニ依三山島^ニ爲國^ニ。度^レ海千里。復有^レ國^ニ。皆倭種^ニとあるを、若し日本とするときは、上に所謂樂浪海中百餘國とある倭人は何れの國を指すや

といひ、韻書に倭を以て女王國の名と爲す、蓋し天照大神を地神の首として、此國の主たり、故に之を女王國の名と謂ふか、然るときは凡そ此國の人民は皆其種其奴たるのみ、但し海を度ること千里の語は、樂浪海中の倭と倭種の國と異なるに似たり、未だ疑を決せざるのみといへり。此れ樂浪海中の倭と、海を度ること千里の東に在る倭種の國と、何れか果して日本なりやを疑ひ、并せて女王の名が天照大神に本づくにあらざるかを疑へるなり。

善隣國寶記に此疑あることは鶴峰
戊申の襲國僭考にも摘出せり

然るに元祿年間、松下見林が其の名著、異稱日本傳を作りし時は、後漢書、三國志の所謂卑彌呼を全く神功皇后の舊説のまゝに信じて、少しも疑ふ所なき者の如くなりき。

此の從來の定説を一轉したるは、本居宣長の馭戎慨言なり。本居氏は卑彌呼の名が、三韓などより息長帶姫尊、即ち神功皇后を稱し奉りし者なることを疑はざるも、魏に遣したる使は、皇朝の正使にあらず、筑紫の南方に勢力ある熊襲などの類なりし者が、女王の赫々たる英名を利用して、其使と詐りて私に遣はしたるなりとし、自ら卑彌呼と稱して魏使を受けたるも、誠は男兒にて詐りて魏使を欺けるなりといへり。同時村瀬栲亭が萩苑日涉に國號を論じたる條ありて、猶ほ魏志の女王は神功皇后を指すに似たりといへる程なるに、本居氏の説は實に破天荒の思ありたれば、此より後の史家は、皆此説によりて、次第に潤色を加へたるが如し。

鶴峰戊申に襲國僭考あり、やまと叢誌
に出でたり本居氏を祖述して、更に一新説を出し、襲國は呉太伯が後な

る姫姓の國にて、久しき以前より王と僞て漢に通じ、光武の建武中元二年に奉貢せしも、安帝の永初元年に生口を獻ぜしも、皆此國なり、景行帝の親征より後、數度の征伐を経て、既に主を失ひつるが、神功皇后の攝政のはじめより、ひそかに皇后に擬して、一女子を立て主として、畏くも姫尊と名

告せつるを、卑彌呼とは傳へたるさまなりといへり。此説は又頗る世の學者を驚かして、靡然として之に従はしむる力ありたる者の如く、黒川春村の北史國號考には、猶ほ本居氏の舊説によりて、卑彌呼を神功皇后とし、筑紫人の使譯、偽りて朝廷のと名告しならんといへるも、鶴峰氏の説の後の史家に奉行せらるゝには如かざりき。

明治以來の史家は、大體に於て鶴峰説の範圍を出でず。菅政友氏の漢籍倭人考、吉田東伍氏の日韓古史斷、那珂通世氏の日本上古年代考、久米邦武氏の日本上古史等、皆一樣に筑紫女酋の説を取り、但だ熊襲の女酋とする者と、筑後、肥後あたりの女酋とする者との小差を存するに過ぎず。久米、菅諸氏の手に成れりと見ゆる國史眼の若き、吉田氏の日本地名辭書の若き、常用の典據とせらるべき性質の書にすら、已に此説を載せ、久米氏の如きは邪馬臺の考證時代は既に通過したりといふに至れり。此等諸家の説に對し、各別に批評を加へんことは、煩雜にして且つ冗漫に涉るを免がれざるを恐るゝを以て、單に其の大意を述べて、評論の變遷を示し、而して其説の可否は、必要なる限り、本文考證の際に道及ぼさんとす。

四、本文の考證

本文は上に掲げたれば、此には主として考證を要する字句のみを擧ぐべし。猶ほ事の次でに述べべきは、前號の發刊後、友人稻葉岩吉氏が、宮内省圖書寮に藏せらるゝ宋槧本三國志を以て、余が錄せる本文を校正し、其の異同を告げられしことなり。かの宋本は市野迷庵の舊藏にして、經籍訪古誌にも出でたる者なり。其異同は各々其字句の下に擧ぐべし。

帶方 漢末公孫氏が遼東に據りたる時、置きたる郡名にして、魏が公孫氏を亡ぼせる後も、之に

因りたり。本と樂浪郡の縣名なりしを陞せて郡としたるにて、樂浪の南、即ち今の韓國の忠清、全羅二道の間に當るべし。松下見林が帶方會稽郡名。今八閩地方といへるは妄なり。

舊百餘國。漢時有_二朝見者_一。今使譯所_レ通_二三十國_一。舊時を説くは前漢地理志に據り、今とは魚參が

魏略を作れる時を指すこと、已に前に言へり。史通に魏時京兆魚參私撰_二魏略_一。事止_二明帝_一。とあれども、三國志に引く所の魏略の文は、正始嘉平の際に及ぶ者あれば、其の記する所、齊王芳の世を包括せること明らかなり。されば此に今といへるも、齊王芳の世を指せるか。菅氏が之を以て陳壽が自ら其時を指すとせるは、高句麗傳等の例を察せざる誤なり。

到_二其北岸狗邪韓國_一。 同し魏志の弁辰傳中に弁辰狗邪國あり、吉田東伍氏は之を韓史の伽耶、又

駕洛、即ち今の金海に當てたり。日本紀にありては南加羅に當るべし。こゝに其の北岸といへるは倭國の北岸をいへるなり。後漢書に樂浪郡徼去_二其國_一萬二千里。去_二其西北界拘邪韓國_一七千餘里。といへるも、二の其字は皆倭國を指せり。然るに菅政友氏は誤りて之を韓國を指せる者として、北岸といへるを疑へり。此誤は蓋し當時狗邪韓が已に倭國に服屬せることを思はざるに出づ。魏志の韓傳に云く、韓在_二帶方之南_一。東西以_レ海爲_レ限。南與_レ倭接。と、又弁辰傳に其瀆盧國與_レ倭接_レ界。といへり。弁辰瀆盧國は吉田氏之を今の陝川郡に當てたるはよし、然るに其の倭と接界すとあるをば、瀆盧津として、別に東萊府多太浦に當て、二つの瀆盧あるが如く説きしは牽強なり。瀆盧は唯一にして古の大良州郡、日本紀の多羅なること疑ひなし。若し韓國内に倭の領土なくば、東西南並に海に限らるべき理にして、又其内地の瀆盧國が倭と

接界すべき理なし。此を以て此記事が任那の我國に服屬せる後に出でたるを推すに足る。

對馬國、一大國、末廬國、伊都國、奴國、不彌國　對馬は宋本に對海に作れるは誤なり。一大國

は本居氏が北史に據りて、一支國と改めたるを可とす、梁書も同じ、即ち壹岐なり。末廬を肥前の松浦とし、伊都を筑前の怡土とし、奴を儺縣、又那津、不彌國を應神天皇の誕生地たる宇瀨に當つることは本居氏以來、別に有力なる異説もあらざればすべて之に従ふ。

南至投馬國。水行二十日。之には數説あり、本居氏は日向國兒湯郡に都萬神社有て、續日本後記、三代實錄、延喜式などに見ゆ、此所にもあらんかといへり。鶴峰氏は和名鈔に筑後國上妻郡、加牟豆萬、下妻郡、准上とある妻なるべしといへり。但し其の水行二十日を投馬より邪馬臺に至る日程と解したるは、著しき誤謬なり。黒川氏は三説を擧げ、一は鶴峰説に同じく、二は投を殺の譌りと見て、薩摩國とし、三は和名鈔、薩摩國麿島郡に都萬郷ありて、聲近しとし、更らに投を敏の譌りとしてミヌマと訓み、三潞郡とする説をも擧げたるが何れも穩當ならずといへり。國史眼は設馬の譌りとして、即ち薩摩なりとし、吉田氏は之を取りて、更に和名鈔の高城郡托摩郷をも擧げ、菅氏は本居氏に従へり。之を要するに皆邪馬臺を筑紫に求むる先入の見に出で、南至といへる方向に拘束せられたり。然れども支那の古書が方向を言ふ時、東と南と相兼ね、西と北と相兼ねるは、その常例ともいふべく、又其の發程の首、若くは途中の著しき土地の位置等より、方向の混雜を生ずることも珍らしからず。後魏書勿吉傳に太魯水即ち今の洮兒河より勿吉即ち今の松花江上流に至るに宜しく東南行すべきを東北行十八日とせるが若き、陸上に於けるすら此の如くなれば、海上の方向は猶更誤り易かるべし。故に余は此の南を

東と解して投馬國を和名鈔の周防國佐婆郡玉祖郷多萬乃に當てんとす。此の地は玉祖宿禰の祖たる玉祖命、又名天明玉命、天櫛明玉命を祀れる處にして周防の一宮と稱せられ、今の三田尻の海港を控へ、内海の衝要に當れり。其の古代に於て、玉作を職とせる名族に據有せられて、五萬餘戸の聚落を爲せしことも想像し得べし。日向、薩摩の如き僻陬とも異り、又筑後の如く、路程の合ひ難き地にもあらず、此れ余がかく定めたる理由なり。

南至三邪馬壹國。水行十日。陸行一月。邪馬壹は邪馬臺の訛なること、言ふまでもなし。梁書、北史、隋書皆臺に作れり。本居氏は明らかに其地を指定せざれども、日向、大隅地方と看做したるべし。鶴峯氏は邪馬臺は襲人の僭稱にて、おのれがをる處を皇都大和に擬して呼しものなり、今も琉球人は薩摩をさしてやまと、いふなり、琉球の童謠に、りゆうきうとやまとが地つるぎならば云々地つるぎは地續をよこなまれるなり水行十日は、十日の上に二字を脱せるなりといへり。菅氏吉田氏の説も略之に同じくして詳なるを加へ、大隅國噲啖郡の中なる國府郷小川村の隼人城、清水郷姫木村姫木城あたりに擬し、星野恒氏、久米氏は之を筑紫國山門郡にあてたり。其陸行一月とあるを一日と改め讀むことは、諸説皆一致せり。然るに此の陸行一月の字は、魏略及び三國志より出でたる梁書、北史を始め、太平御覽、冊府元龜、通志、文獻通考等、一も一日に作れる者なければ、輕々しく古書を改めんことは從ひ難き所なり。鶴峰氏の水行十日を二十日とするは更に據なし。本居氏の説の如く、いつはりて魏の使を受つるなどは、菅氏も兒戲に等しとし、たとひ邊裔なればとて、有るべくも思はれずといへり。菅氏は當時、漢國にて倭と指し、は、筑紫九國の地なれば、其を領きて威權ありし者を倭王とは稱へしなり、大和に天皇の坐し

ますことはもとより知らざりしさまなりといへり。然るに此説は邪馬臺が筑紫に在りしを證するには不十分なり。且つ日本紀によれば、意富加羅國王の子、都怒我阿羅斯等が日本國に聖皇ありと聞きて、歸化して穴門に到りし時、其國人伊都都比古、吾は是國の王なり、吾を除きて復二王なしといひしも、其の人と爲りを見て必ず王に非ざることを知れりといひ、後世に於ても、明の太祖が僧祖闡等を日本に遣はせし時、征西將軍に抑留せられたれども、猶ほ京都に持明天皇あることを知れるなどより推すに、魏國の使が親しく筑紫に來りて其の内亂にまで遭遇しながら、大和の皇室あることを耳にだもせざるは有り得べき事とも思はれず。琉球にてやまと、いへる語も、大和朝廷の威力が九州に及びし後に交通して得たる者ならば、據るに足らず。隋書及び北史に倭國都_二於邪摩堆_一。則魏志所謂邪馬臺者也。といへり。是れ隋の時には大和を以て邪馬臺と看做したる證なり。東晉より宋、齊、梁の代に互りて倭王讚珍濟興武等が朝貢の記事は宋梁各書に見えたるが、之を以て大和朝廷の正使にあらずして、邊將の私使なりとするの説あるも、其の上表文によれば、大和朝廷の名を以て交通したる者なるは明白なり。されば梁代に當りて、大和朝廷の存在は明らかに彼國人に知られたるは勿論なるが、梁書は當時の倭王を以て魏志の倭王の後として疑ふ所なし。かくの如く支那の記録より視たる邪馬臺國は、之を大和朝廷の所在地に擬する外、異見を出すべき餘地なし。其投馬國より水行十日陸行一月といへる距離も、奴國あたりより投馬までの距離を水行二十日と算するに比しては、無理なりとせず。又當時七萬餘戸を有する程の大國は、之を邊陲の筑紫に求めんよりも、之を王畿の大和に求めん方穩當なるに似たり。此れ余が邪馬臺國を以て、舊説の大和に復すべしと思

へる理由なり。尤も邪馬臺と呼べる土地の限界は、恐らくは今の和國よりは廣大にして、當時の朝廷が直轄したまへる地方を包括するならん。

斯馬國

本居氏は筑前國志摩郡か或は大隅國噲歌郡志摩郷かなるべしといひ、吉田氏も亦以て櫻島とす。余は之を志摩國とす。附て云く、余が地名を考定する方針は和名鈔の郡郷等につきて聲音の類せる者を彙集し、其中に就きて地望に準じて然るべき者を擇び取るに在れど、こゝには唯だ其の擇び取れる結果を示すのみ。以下皆此に倣ふ。

已百支國

吉田氏は之を伊爾敷と訓み、薩摩國麿島郡伊敷村に當てたり。余は之を石城と訓む。粟田寛氏の古風土記逸文に伊勢國石城の條に日本書紀私見聞を引て云く、伊勢國風土記云。伊勢云者伊賀事志社坐神。出雲神子出雲建子命。又名伊勢都彥命又名天櫛玉命。此神昔石造_レ城坐_二於此_一。於是阿倍志彥神來集不_レ勝而還却。因以爲_レ名也。云々と、則ち此の石城なり。

伊邪國

吉田氏は薩摩國南北伊作二郡とす。余は志摩國答志郡なる伊雜宮所在地とす。即ち天照大神遙宮と延曆儀式帳、延喜式神名帳等にいへる者なり。又伊勢國度會郡にも伊蘇郷あり、伊蘇宮、伊蘇國は並びに倭姫命世記に出でたり。

郡支國

明南監本、乾隆殿板本は並びに都支に作れども、宋元本に従て郡支に作るべし。吉田氏は串伎、即ち今の大隅國始羅郡加治木郷なりとす。余は之を伊勢國度會郡棒原神社の所在地にあてんとす。谷川士清の和訓栞「くぬぎ」の條に云く、神名式伊勢國度會郡に棒原神社見ゆ、こは棒_ノ字_ノ字_ノ書_ノの義に違ひたれば_ノ櫛_ノ原_ニて_ノ訓_もぬ_をす_に誤_りたる也。社地今田_ノ邊_ノ郷_ノ淺_ノ管_ノ村_ニ在_り萬_ノ葉_ノ集_ニに

度會の大河のへの若_{ワカク}歷_ク木_スわ_レれ_久ならば妹戀_ヒん_カも

とあり。神名帳考證にも棒は櫛字の誤也、久奴木の略語奴木原也、長谷街道也とあり。和名鈔に又度會郡沼木奴木郷あり。

彌奴國

吉田氏は薩摩國日置郡市來郷の湊かといへり。余は之を美濃國とす。

好古都國

吉田氏は之を好古都◎に作り笠沙、即ち今の川邊郡加世田郷とす。余が見たる諸本、一も好古都◎に作れる者なし。故に舊に從て讀み、美濃國各務郡、若くは方縣郡を當つべし。備前和氣郡に香止加加郷ありて聲音はよく通へども、地勢の連絡なきを奈何せん。

附記、松下見林の異稱日本傳には次有伊邪國より好古都國に至る二十一字を脱したり。本居氏の馭戎慨言にも同數の字を脱したるを見れば、本居氏は異稱日本傳によりて説を爲し、三國志の原本をも檢せざりしことを知るべし、其の力を用ひたる考證にあらざること明かなり。然るに其説のよく後人を動かせしは、一は後人の其名に眩せられ、一は國人の自尊心に投ぜしに由るのみ。

不呼國

吉田氏は薩摩國日置郡日置郷とす。余は伊吹山の邊にある伊吹、即ち和名鈔の美濃國池田郡伊福とす。伊福吉部氏の占據せし地なるべし。

姐奴國

本居氏は之を伊豫國周敷郡田野郷とし、吉田氏は訓で谿とし、薩摩國谿山郡とす。是れ皆姐◎を以て姐◎と爲せるなり。然るに諸本姐◎に作る者なし。余は之を近江國高島郡角野郷とす。津野神社あり、川上郷廿餘村の産土神にして、都奴臣の祖、木角宿禰を祀ること、栗田氏の神祇志料に見えたり。

對蘇國

本居氏は土佐をいふかといひ、吉田氏は薩摩國阿多郡田布施郷とす。即ち和名鈔の田水郷なり。土佐とよむは、聲音に於て最も適へども、地勢隔離すれば、余は姑らく之を和名鈔の

近江國伊香郡遂佐郷に擬すべし。

蘇奴國

吉田氏は之を噲啖即ち今の大隅國西噲啖郡とせり。余は之を延曆儀式帳、倭姫命世記に所謂佐奈縣なりとす。伴信友の倭姫命世記考に云く、佐奈縣は古事記上卷に佐那縣イセ中卷伊那川宮段に伊勢之佐那造、帳に伊勢國多氣郡佐那神社とあり、佐那は今多氣郡に佐那谷とて一谷の大名にて、村八村ありとぞと。

呼邑國

吉田氏は大隅國肝屬郡鹿屋郷とす。余は伊勢國多氣郡麻積平宇郷とす。中麻積公の祖豐城入彦命を祀れる麻積神社あり。又倭姫命世記に櫛田よりして御船爾乘給互幸行、其河後江爾到坐、于時魚自然集出天御船爾參乘支爾時倭姫命見悅給互其處爾魚見社定賜支とあり。伴氏の考に魚見社は神名秘書に機殿、儀式帳云、魚見社三前、月讀命、豐玉彥命、豐玉姫と見えたり、延喜式神名帳にも多氣郡魚見神社見えたり、麻積と關係ありげにも見ゆ。

華奴蘇奴國

吉田氏は噲啖の別邑今東噲啖郡にや歟といへり。余は二の擬定地あり、一は遠江國磐田郡鹿苑神社の所在地なり。一は古事記に八島土奴美神の子に布波能母遲久奴須奴神あり、母遲は大穴牟遲神の牟遲に等しく、貴の義にして韓語の *matat*上のに當り、即ち不破の國主なり。久奴須奴といへる神名も、古代の習として地名を取りたるべければ、之を華奴蘇奴に當てんと思ふなり。

鬼國

本居氏は肥前國基肄郡なりとし、吉田氏は城、即ち薩摩國高城郡なりとす。されども鬼の音はクキにしてキにあらず。古音は又魁、傀、槐等に近かるべければ、寧ろ桑の訓にあて、尾張國丹羽郡大桑郷か、美濃國山縣郡大桑郷などにあてん方穩かならんか。

爲吾國

松下氏はイガと訓みたれば伊賀に當てたるならん。本居氏は筑後國生葉郡にあて、吉田

氏は可愛即ち今の薩摩國薩摩郡高江郷に當てたり。然れども當時の爲の音はウキ若くはウワ、クワなるべければ、余は之を三河國額田郡位賀郷即ち今の岡崎地方、若くは尾張國智多郡番賀郷にあてんとす。

鬼奴國

松下氏はキノと訓みたれば紀伊國に當てたるなるべし。吉田氏は今の薩摩國出水郡阿久根なりとす。余は之を伊勢國桑名郡桑名郷に當てんとす。

邪馬國

本居氏は豊前國下毛郡に山國あり、又景行紀に八女縣といふも見ゆるといひ、吉田氏も八女即ち今の筑後の山門及上妻下妻二郡なりとせり。余は伊勢國員辨郡野摩_末なりとす。

躬臣國

吉田氏は其名審にし難しといへども、猶今の三瀦御井の地にあたるといへり。余は伊勢國多氣郡櫛田_{久之}郷なりとす。倭姫命世記にも御櫛落し賜ひて、櫛田社、定賜ふことあり、儀式帳にも櫛田根棕の神御田奉ること見え、神名帳には多氣郡櫛田神社、櫛田槻本神社、大櫛神社等あり。

巴利國

吉田氏は原、即ち今の筑後國御原郡なりとす。余は之を尾張國若くは播磨國に當てんとす。

支惟國

吉田氏は之を以て肥前の基肄郡としたり。大和の附近にては、之を紀伊とも見るべけれども、惟の音ウキより推せば、寧ろ吉備に當てん方的當ならん。

烏奴國

本居氏は周防國吉敷郡宇努郷とし、又大野といふ處も西の國々にこゝかしこ見えたりといへり。吉田氏は大野、即ち今の筑前の御笠郡大野山なりとす。余は之を備後國安那郡に當てんとす。國造本紀に吉備穴國造あり、孝昭帝の皇子天足彦國押人命の後、彦國葺の孫八千足尼を定められ、又安那公といふよしも姓氏錄に出づ。景行紀に穴海あり、安閑紀に婀娜國あり、即ち安那、深津二郡を兼ねて海に瀕せる地なることは、吉田氏の地名辭書にも見えたり。

奴國 即ち前に出でたると同じ。

此女王境界所_レ盡。其南有_二狗奴國_一。

其南とは奴國を承けて言へるなり。菅氏が之を汎く女王國

の南と解したるが爲に、反て三國志を疑ひ、後漢書の恣意改竄して、自_二女王國_一東度_レ海千餘里、至_二狗奴國_一といへるを正しとして取りたるは、善く讀まざるの過なり。後漢書の取るに足らざることは已に言へり。本居氏も後漢書によりて、伊豫國風早郡河野郷を狗奴國とし、吉田氏も其誤りを襲へり。余は之を肥後國菊池郡城野郷に當てんとす。即ち奴國の南に當れる地なり。

會稽東治

治は治の訛りなり。續漢書郡國志に會稽郡に東治縣なし、楊守敬が三國郡縣表補正に

其の誤脱なることを辯ぜり。今の福州府治なり。

以上地名を考證し畢る。

次に官名に就て述ぶべし。但し其中、卑狗のヒコ即ち彦たり、卑奴母離のヒナモリ、即ち夷守たるが如きは、辯證を費すを須ひざれば、主として、其餘從來未だ解釋せられざりし者に就て試みんとす。

爾支

隋書、北史に擧げたる我國の官名に、伊尼翼あり。黒川氏は翼を冀の訛りなりとして、之

をイネキと訓み、即ち稻置なりといへり。此の爾支即ちニキも同語の轉訛と見るべし。

泄謨觚、柄渠觚、兜馬觚

泄謨觚も兜馬觚もみなシマコ、即ち島子と訓むべきに似たり。但し我

が上古にかゝる官名、もしくは尊號ありといふことを聞かず。柄渠觚はヒココ即ち彦子など、や訓むべき。されど此も亦古書に證例なければ、確かには定めがたし。

多模

タマ即ち玉、魂と訓むべし。櫛毳玉命、櫛明玉命、天明玉命、天太玉命、豊玉彦命、又倉稻魂命、宇都志國玉神など、玉、魂の語を有せる神名甚だ多し。本居氏の古事記傳には宇迦之御魂の御魂を解して恩頼(神靈又靈、などもあり)又萬葉五(二十六丁)に阿我農斯能美多麻多麻比豆などある意にて其功德を稱へたる名なりといひ又宇都志國玉神の玉は御靈なり、故國御魂と云なり、故此名は此神に限らず、倭大國魂神、高市郡吉野大國栖御魂神社、山城國久世郡水主山背大國魂命神、和泉國日根郡國玉神社、攝津國東生郡生國魂神社、兔原郡河内國魂神社、伊勢國度會郡大國玉比賣神社、度會乃大國玉比賣神社、尾張國中島郡尾張大國靈神社、遠江國磐田郡淡海國玉神社、能登國能登郡能登生國玉比古神社、對馬上縣郡島大國魂神社など、各其國處に經營の功德ありし神を如此申して祀れるなり、右の外にも國々に國玉神社、大國玉神社と云多し、皆同じといへり。傳卷九 是にて大かたは釋き得たりと思はるれど、更に一證の擧ぐべき者あり、新撰龜相記友人富岡謙藏氏が井上頼國博士の藏本より傳鈔せる者に今祭二部坊一櫛間智神社とありて其の注に母鹿木ノ神社也、一云櫛玉命とあり。されば間智といへる語と玉といへるとは同義なることを知るを得べし。間智は宇麻志麻遲命の麻遲に同じく、荒木田守良が鹿龜雜誌富岡氏藏本に麻遲の名の古書見えたるを擧げて、宇麻志麻遲命の外に神名帳の遠江國佐野郡二等能麻知神社、近江國高島郡麻知神社、及び中臣壽詞に麻知波弱葦仁由都篁生出牟とあるを引き、其の釋義は明かならずといへり。意ふに是れ亦大名持、大穴牟遲、大己貴の持、牟遲、貴及び神功紀五年に見えたる新羅人、富羅母智の母智と同じく、韓語にては上の義なること、此の富羅母智に當るべき人を、三國史記には朴堤上とし、三國遺事には金堤上とし、いづれも

母智が上の義なることを推すに足るが上に、訓蒙字會には上を *matari* と訓じ、恰かも我が古書が貴をムチと訓むに當れるに徴しても知るを得べく、かくてタマ即ち多模も亦上、貴の義にて地方君長の尊稱と解することを得べし。本居氏が布刀玉命を釋して、特に玉を手向の義としたるは、穿鑿に過ぎたり。古事記 傳八

彌彌、彌彌那利

彌彌は天忍穗耳、神八井耳、手研耳などの耳と同じかるべし。古事記傳卷七に、天忍穗耳命の名義を釋して、耳は尊稱なり（耳字はもとより借字）下に布帝耳、神と云あり、又神武天皇の御子たちに某耳と申す多く、其外の人名にも多かる、皆同じことなり。略さて耳てふ尊稱の意は、美は比に通ひて、かの産靈などの靈なるを靈々と重ねたるものなり、開化天皇の大御名大毘々命と申す是なり、此を書紀には太日々尊とありて、垂仁卷に太耳と云ふ人名もあるを以て日々と耳と同じきことを知るべし、又明宮段なる前津見てふ人名を、書紀には前津耳とある（又水垣宮段に、陶津耳とあるを、舊事記には大陶祇と云ふも、據あるなるべし）を以て耳と云は美を二つ重ねたるにて、見と云は、其を一つ略けるものなることを知べし云々とあり。此にて彌彌の義は明らかなり。彌彌那利は我が古書に其語見えず。景行紀十二年に、御木川上に居れる賊を耳垂といふこと見えたり。音や、近し。但し紀の文にては鼻垂といへる賊と相并べて出でたれば、地方君長の尊稱とも見えざれども、傳説の混入多き古記には、彌彌那利の尊稱を種として、耳垂、鼻垂の説話を生かさずとも限らざれば、姑らく此に擧げて參考とするのみ。

伊支馬、彌馬升、彌馬獲支、奴佳靦

梁書及び南史には彌馬升なし、蓋し脱落ならん。宋本太平御

近ごろ又友人稻葉氏を煩はして仿宋活字本御覽を圖書寮の宋槧本に對校せるに四夷部の倭國の記事中三國志覽を引ける者は全く同じき由を報ぜられたり。因て以後は皆宋本として引用せり。附記して稻葉氏に深謝すには彌馬升を彌馬叔に作り、是れ叔を古寫本などに舛に作るより生ぜし異同なるべし。今いづれを正しとも決し難けれども、二字の音も相遠からざれば、いづれを取らんも妨げなきに似たり。此の四の官名は邪馬臺國のものなれば、此の記事考定の資料としては、最も重要な者なり。凡そ此の倭人傳の官名考定は從來史家の甚だ等間に付せし所なるが、余は最も之に注意し、明らさまに言へば、先づ此の四の官名を考へ得たるによりて本傳考定の鍵を得たるなり。第一の伊支馬といへる語には、神名帳には大和國平群郡に往馬坐伊古麻都比古神社二座あり、栗田氏の神祇志料に、北山鈔を引て、凡大嘗祭膽駒社の神部をして火鑽木を奉らしむといひ、又神名帳頭注を引き、卜部龜卜次第奥書を參して、卜部氏又此神を祭て、龜卜火燧木ヒキリキ神と云といへり。新撰龜相記にも又祭三卜部坊一行馬社一名膽駒社在火燧木神也大和國平群郡とあり。されば此神を祭る卜部の官氏を指して伊支馬とせるか、此れ一説なり。又垂仁天皇の御名を活目入彦五十狹茅天皇記には伊久米伊理毘古伊佐知命と申し奉れり。我が上古の制度には御名代といふことありて、景行天皇の世に日本武尊の功名を録せんが爲に武部を定め賜ひしこと書紀に見ゆ。御名代と並び行はれし御子代の制度は、垂仁天皇の世に御子伊登志和氣王、子なきに因て、子代として伊登志部を定めたることは古事記に出でたれば、此の二様の制は、其の起源更に記録に見えたるよりも古かるべし。記紀等には垂仁天皇の御名代を定められたりとの事實見えざれども、當時の制度よりして言へば、有り得べからざることにあらず、この伊支馬は或は垂仁天皇の御名代ならんも知れずと思はるゝこと、此れ又一説なり。又書紀には、大伴氏が率ゐる來目部遠祖

天穗津大來目といひ、大來目部といへるあり、記には久米直等の祖天津久米命あり、本居氏は其の大伴氏に屬せりや否やに就きて議論あれども、要するに其上古に於て、大なる官氏たりしことは疑ひなし。伊久米といふは伊久久米の省略にてもあらんか。伊久は伊香、嚴など、同じく蒙古語の *iyaka* に通ひて、大の義なるべければ、伊久米も大來目も同義なりといふことを得べし。活目入彦の入は親み愛みて云る稱なること、本居氏の説の如く、又孝徳紀二年に見えたる子代入部、御名入部の事などを參し、垂仁天皇の來目の高宮に坐せしことどもを取綜べて考ふれば、大來目部と此の天皇とは何等かの關係なくんばあらざるに似たり。されば伊支馬の官名を、大來目部と垂仁天皇の御名代と兩様に縁ありと考へんことも不可なかるべし。次に彌馬升と彌馬獲支とは、相似たる官名なれば、一併に説くを便とせんか。上の垂仁天皇の御名代といふ事に考へ合すべきは、崇神天皇の御名を紀に御間城入彦五十瓊殖天皇と申し奉ることなり。記には御眞木入日子印惠命とあり、此外にも孝昭天皇を紀に觀松彦香殖稻天皇、訶惠志泥命とありと申し奉るも、并びに彌馬といへる地名と覺しきを冠したり。國造本紀には長國造の條に志賀高穴穗朝御世。觀松彦色止命九世孫韓背足尼定賜國造とあり。此の長は阿波國那賀郡なるべきが上に、此國には又美馬郡といふもあり、神名帳には此國名方郡に御間都比古神社ありて、栗田氏は即ち觀松彦色止命を祀るとせり。又播磨風土記にも大三間津日子命及彌麻都比命の御名見えたるが、栗田氏の標註には大三間津日子は即ち孝昭天皇ならんといへり。此等の種々のミマツヒコをいかにして歸一すべきかは、今の急とする所にあらざれども、其の何れも孝昭天皇に縁ありげに見ゆれば、彌馬升を此天皇の御名代、御名入部の類と解し、彌馬獲支を崇神天皇の御名代、御

名入部の類と解せんとす。上古に於いて族裔の榮えたる皇別の中には、孝昭天皇の皇子天足彦國押人命の後、崇神天皇の皇子、豊城入彦命の後など著しき者なれば、此の推定は甚しき牽強には陥らざるべし。次は奴佳鞮なり、中臣氏が上古に在て強大なる官氏たることは、證例を擧ぐるまでもなし。此外にも中跡直といふあり、栗田氏の國造族類考に、中跡直は舊事紀に天椹野命中跡直等祖とあり、中跡は和名鈔伊勢國河曲郡中跡^{奈加}止郷、東鑑紀に中跡庄、神名式に奈加等神社ある地に起れる氏なり、上に云る中臣伊勢連、中臣伊勢朝臣の中臣は、即ち中跡にて、此に起れり、神名帳桑名郡中臣社あり、此氏神ならんとあり。奴佳鞮が天兒屋根命の裔たる中臣連なると、此の中跡直等なるとは、必ずしも問はず、中臣もしくは、中跡の對音と見るべきは疑なし。若し果して邪馬臺を九州地方に擬定せんには、此の四の官名をいかに解すべきか。此の四の官名の擬定は、又本傳の主なる人物たる卑彌呼の何人たるかを推定するにも、極めて有力なる資料たること、下文を見て知るべし。

狗古智卑狗

汲古閣本に智を制に作るは誤れり。宋本三國志、宋本太平御覽、皆智に作れば宜しく之に従ふべし。狗古智は即ち肥後國菊池郡にして菊池の古音は久々智なり。菊池彦は城野郷即ち狗奴國に在る右族にして、熊襲に屬する者なるべし。以上官名を考證し畢る。

次に人名を考證せんに、其の主なる者は即ち

卑彌呼

なり。余は之を以て倭姫命に擬定す。其故は前に擧げたる官名に伊支馬、彌馬獲支あるによりて、其の崇神、垂仁二朝を去ること遠からざるべきことを知る、一なり。事^三鬼道^一。能惑衆。といへるは、垂仁紀廿五年の記事並に其の細註、延曆儀式帳、倭姫命世記等の所傳を

綜合して、最も此命の行事に適當せるを見る。其の天照大神の教に隨て、大和より近江、美濃、伊勢諸國を遍歴し、倭姫世記によれば尾張丹波紀伊吉備にも及びしが如し到る處に其の土豪より神戸、神田、神地を徵して神領とせるは、神道設教の上古を離るゝこと久しき魏人より鬼道を以て衆を惑はすと見えしも、怪しむに足らざるべし、二なり。余が邪馬臺の旁國の地名を擬定せるは、固より務めて大和の附近にして、倭姫命が遍歴せる地方より選び出したれども、其の多數が甚しき附會に陥らずして、伊勢を基點とせる地方に限定することを得たるは、又一證とすべし、三なり。年已長大。無^二夫婿^一。といへるは、最も倭姫命に適當せること、神功皇后とするの事實に違へる比にあらず、四なり。有^二男弟^一。佐治^レ國といへるは、景行天皇を指し奉る者なるべし。國史によれば、天皇は倭姫命の兄に坐せども、外人の記事に是程の相違は有り得べし。此の記事によりても、國政は天皇の御手中に在りて、命は専ら神事を掌りたまひし趣は知らるべく、たゞ其の勢威のあまりに薰灼たるによりて、誤りて命を女王なりと思ひしならん。命の勢威盛んなりしは、日本武尊の東征に當りて、必ず之に謁し、其の凱旋に當りても、俘虜を神宮に獻つりし事などを見て知るべく、特に其の天照大神を奉じて、神領を諸國に徵するは、一種の宗教的領土擴張にして、其の成功は武力を用ひたる四道將軍にも比すべければ、外國人が女王と思ひしも故なしとせず、五なり。以^二婢千人^一自侍。といへる、數の過多なるはいかゞと思へど、天見通命の孫に八佐加支刀部が兒、宇太乃大禰奈といふ童女などの御供に仕へたることは倭姫世記に見え、又唯有^二男子一人^一。隋書及び北史に二人に作る給^レ飲食^一。傳^レ辭出入。といへるも、倭姫世記に見えたる大若子命が其弟乙若子命を、建日方命が弟、伊爾方命を舍人とせしことなどにも思ひ合すべ

し、六なり。其餘は下に出づる人名の考證によりて、益々明なるべし。卑彌呼の語解は本居氏
 が姫兒の義とし、神代卷に火之戸幡姫兒ヒノトバタヒメコチ、ヒメノ命、また萬幡姫兒玉依姫ヨロツバタヒメコタマヨリヒメノ命などある姫兒に
 同じとあるに従ふべく、彌をメと訓む例は黒川氏の北史國號考に上宮聖德法王帝説、續張文の
 吉多斯比彌乃彌己等キタシヒメノミコト、また等已彌居加斯支移比彌乃彌己等トヨミケカシキヤヒメノミコト、註ニ云彌字或當賣音一也。とある
 を引けるなどに従ふべし。

難升米

雜誌「文」第一卷第十二號、橘良平氏の日本紀元考概略に「垂仁天皇ノ末年ニ田道間守、

常世（遠國ノ稱）ノ國ニ使シ、景行天皇ノ元年ニ至テ歸朝セリ、魏志此事ヲ記シテ曰ク、景初
 二年六月倭女王遣二大夫難升米等一詣レ郡求下詣二天子一朝獻上。倭女王ハ倭女王ノ誤ニシテ、難升
 米は田道間守ヲ訛レルナリ」とあり、倭女王を倭女王とするは、殆ど取るに足らざるも、田道
 間守を難升米とするは従ふべし。紀によれば田道間守は垂仁天皇の崩じ給ひし翌年、常世國よ
 り至り、往來の間、十年を経たりとあり。倭人傳によれば難升米が景初三年二年とあるは誤
 なり説下に見ゆに
 始めて使を奉じ、魏に赴きしより、中間歸國の事明らかならず、其の確かに歸りしは正始八年
 以後、魏の使張政等と偕にせし時に在り、而して其時卑彌呼ステ以に死せりとあり、其の往來に九
 年乃至十年を費せるは明かなり。一は垂仁天皇とし、一は倭姫命とするの差はあれども、使者
 の境遇は略ぼ相似たり。

伊聲耆掖邪狗

倭人傳に此人名を出すこと三處なるが其の始めて出せる時のみ伊聲耆掖邪狗とあ

りて、後の二處は、單に掖邪狗とのみありて、伊聲耆の字なし。按ずるに伊聲耆の音は、イ、
 サン、ガと訓むべく、掖邪狗も亦イ、サ、カと訓むべし、蓋し魏人が同一の人を兩様の對音に

て記せる者が、一は重複して記され、一は單に一方のみ記されたるならん。神名帳に出雲國出雲郡阿須伎神社同社神伊佐我神社あり、又同郡に伊佐波神社、伊佐賀神社あり、栗田氏の神祇志料に皆出雲國造の祖、天夷鳥命の子伊佐我命を祀るとせり。此神果して天穗日命の孫ならんには、年代合はざるの嫌あれど、出雲國造系圖、中臣系圖、舊事紀の天孫本紀、物部、尾張二氏の系圖すべて帝系に比しては、太だ世數の少きを常とすれば、伊佐我命の年代も必ずしも天穗日命を標準とすべからず。且つもし其名にして居地などに取りたららんには、かの命の後裔が其名を襲用せりとも見ることを得べし。因て姑らく伊聲耆、即ち掖邪狗を以て此命に擬す。

都市牛利

此の人名に就ては、一は田道間守に縁ある者として解することを也得べく、又一は伊佐我命に縁ある者としても解することを得べし。故に上の二者の後に出了たり。田道間守に縁ある者としては、都市ツシを出石イッシに擬することなり。和名鈔に淡路國津名郡都志豆之郷あり、此島は天日槍命に縁あれば、此の都志も但馬の出石イッシに縁ありてイッシの省略なるべしとの説あり。牛利ゴリは心ココロの義なり。舊事紀天孫本紀イッシゴ、ロオホミに出石心大臣命あり、此命は固より田道間守と何の縁故もあるにあらざれども、出石心といへることが人名として用ひられたる例とする事を得べし。心は紀の神代卷タゴリに田心姫イッシゴリとある例にて、牛利に當るを得べければ、天孫本紀とは別人としても出石心イッシゴリ、即都志牛利ツシゴリといふ人名は、有り得べし。出石は天日槍以來、田道間守が家の居地なれば、其人が正使たる難升米、即ち田道間守に縁あるより、次使として魏國に赴ける事を推定し得べし。伊佐我命に縁ある者としては、神名帳に出雲國出雲郡に都我利神社あり、栗田氏の志料に武夷鳥命即ち天夷鳥命の孫、津狡命ツガリを祀るとせり。都志牛利の志を邦語及び韓語に多き助語とせ

んには、都我利とも音近くなるべし。此も全く舍つべきに非ず。

載斯烏越

載を戴の訛とせば、武内に近しといふ説あれど、今は字を改めずして解釋を試みんに、神名帳に出雲國飯石郡須佐神社あり、今須佐郷に在り、又大原郡佐世神社あり、今佐世郷に在り俱に須佐能袁命を祀ると栗田氏の志料に見えたり。此の須佐能袁命をか素盞鳴尊とせんには、牽強に近かるべけれども、須佐もしくは佐世の地に居りし名族の名と解せんには不可なるべし。

卑彌弓呼素

從來此の人名を讀むに、多くは素の字をモトヨリの義として、下の不和につけて讀めども、余は之を上につけて、人名の中に入れて。呼素はコソと訓むべく、國造本紀に見えたる凡河内國造彦己曾保理命の己曾、孝徳紀に見えたる神社福草の社、神名帳に見えたる攝津國東生郡比賣許曾神社の許曾、垂仁紀二年の註に見えたる難波と豐國國前郡と二處の比賣語曾神社の語曾などのコソと同じさまに用ひられし者なるべく、比賣語曾といへば女性を見はすに對して卑彌呼といへば男性を見はすにもやあらん。卑彌呼と故さらに一字を違へたるも、姫兒の意にあらざるが爲か。國造本紀には又山背國造に曾能振命ありて、彦己曾保理命とは異人なれども、命名の義は似通ひたるより思ふに己曾といへるも曾といへるも本義には差なくして、此の呼素も襲國の酋長などをや指しけん。

壹與

本傳には邪馬臺を邪馬壹と誤りたれば此の壹與も臺與の誤りなるべし。梁書及び北史には並びに臺與に作り、宋本御覽には臺舉に作れり、證とすべし。卑彌呼の宗女といへば、即ち宗室の女子の義なるが、我が國史にては崇神天皇の皇女、豐鍬入姫又豐稻の豐トヨといへるに近し。

國史にては豐鍬入姫命の方、先に天照大神の祭主と定まりたまひ、後に倭姫命に及ぼしたる體なれども、倭人傳にては倭姫命の前に祭主ありしさまに見えざれば、豐鍬入姫の方を第二代と誤り傳へたるならん。景行天皇の五百野皇女は、倭姫命の職を嗣ぎしさまに、國史に見えられたるも、其の名字の音、似ざること遠ければ、之に當つべきやうもなし。

以上人名を考證し畢る。

次に論ずべきは道里なり。白鳥庫吉博士は、最近の考證に於て、此の道里に關する意見を發表せられたるが、其の大意は帶方郡より女王國に至るまで一萬二千餘里なるに、其の中間帶方郡より狗邪韓までは水路七千餘里、狗邪韓國より末盧國まで水路合して三千餘里、末盧より不彌まで陸路合して七百餘里なれば水陸合計、已に一萬七百餘里を算し、剩す所は一千三百餘里に過ぎず。此の一萬七百餘里は我が二百九十餘里に過ぎざれば残れる一千三百餘里にては、大和に達するに足らずといふに在り。然れども當時の道里の記載はかく計算の基礎とするに足るほど精確なる者なりや否や、已に疑問なり。帶方郡より女王國に至るとは、女王之所都なる邪馬臺國を指せりや、女王境界所盡なる奴國を指せりや、將た投馬國と邪馬臺との接界を指せりや、先づ之を決せざるべからず、女王之所都に至るとせんには、白鳥氏の計算の如くなるべきも、奴國に至るとせんには一萬六百餘里に過ぎず、もし投馬と邪馬臺國の接界を標準とせば、一萬二千餘里は必ずしも短きに過ぎたりとはすべからず。且つ此道里は海路をば太だ遠く算し、陸路をば比較上近く算したる者なることを認めて、伸縮する所なかるべからざるが上に、下節に述ぶる如く、帶方より不彌に至る道里と、帶方より女王國までの道里とは、其記者をも、記事の時をも異にしたれば、之を一致せしめんこと難かるべし。又當時奴國、不彌國以南にして道里明白なら

ば、宜しく其の數を記すべきに、單に其の行程を日數にて計り、里數を擧げざるを見れば、此間の道里を一萬二千餘里の中より精確に控除して計算せんことは、杓子定規に近きの嫌あり。故に考證の基礎を地名、官名、人名等に求むるの寧ろ不確實なる道里に求むるよりも安全なるを知るべし。地名を等閑視するの過は、白鳥氏の考證に於て、已に之を見る者あり。氏は魏使が一支より末盧に至れる地點を定むるに、菅氏の說に據りて松浦郡值嘉島の見禰良久崎に因りし者とせり。值嘉島は今の五島なれば此より陸行して伊都に至るべき理なきことをば注意せられざりしと見ゆ、是れ著しき誤謬なり。余が見る所にては、魏使の上陸地點は、恐らくは松浦郡名護屋附近ならん。仲哀紀に岡縣主祖熊鰐、天皇を周芳の沙磨之浦サバ即ち佐波にして本傳の投馬に近き程の處なり此の沙磨に關しては景行紀及び豐後風土記ともに景行天皇の筑紫征伐の際經由したまひし事を記せり以て其の古代より舟行必由の地たることを見るべしに迎へ奉りて奏せる言の中に、穴門より向津野大濟に至るを東門とし、名籠屋大濟に至るを西門とすとあり。名護屋が當時に在りて、要津たりしこと以て知るべく、其壹岐より水路亦最も捷なれば、かくは決せるなり。向津野大濟とあるは、周防の上之關、室積あたりに當るべきか。此あたり今は熊毛郡なれども、古は都濃郡とともに角國の中なりしならん。或は熊毛郡を古の周防郡なりしならんと説く者あれども、沙磨之浦が周芳に屬するを見れば、周防郡は都濃の西に在りて、東に在らざりしなり。此の都濃即ち向津野の津野と解すべく、向といへるは上之關などの海島にて、都濃の對岸に在る者を指せるならん。余は魏使の投馬以東に於ける上陸地點を此の向津野附近の要津ならんと想定す。道里を考ふるの次で聊か之に及ぶ。

次に此傳を構成せる材料に就て論ずべし。三國志は魏略に據れること、已に言へる如くなるが、魏略が何等の材料を採用せしかも推定し得べからざるに非ず。余は之を四種に解析せんとす。

一、倭人在_二帶方東南大海之中_一より使譯所_レ通三十國までは漢書地理志に據りて、當時の事に及びし總序せる者、是れ一種なり。

二、景初三年六月より末尾に至るは、是れ當時官府の記錄に據れる者、是れ又一種なり。

三、倭使の始めて帶方郡に詣りし時、之に本國の事情を訊問し、加ふるに漢書の如き前代の記錄を參考して作れる記事、是を第三種とす。

余は傳中、左の各節を以て此の性質の者と斷定す。

次有_二斯馬國_一より與_二儋耳朱崖_一同に至る一節。(い)

其行來渡_レ海詣_二中國_一より持衰不_レ謹に至る一節。(ろ)

其會同坐起より人性嗜_レ酒に至る一節。(は)

參問倭地より五千餘里に至る一節。(に)

四、魏使が倭國に至り親しく見聞せる所を記せる者、是を第四種とす。即ち左の各節なり。

從_レ郡至_レ倭より旁國遠絶、不_レ可_レ得_レ詳に至る一節。(イ)

倭地温暖より以如_二練沐_一に至る一節。(ロ)

出_二眞珠青玉_一より視_二火坼_一占兆に至る一節。(ハ)

見_二大人所_一敬より船行一年可_レ至に至る一節。(ニ)

一種と二種とは辯證を要せず。三種四種をかく解析せる標準は、一には三種に屬する記事が多くは倭より郡に至る方面より着眼し、四種に屬する記事が多くは郡より倭に至る方面より着眼せるの別あるに由る。二には次有某國云々といへる國名の排列が大和の王畿附近、特に伊勢を起點として、

次を逐て最後に及べるに、從郡至倭云々といへる國名の排列は、之と全く反對の排列を爲せるに由る。三には記事に重複ありて、屬辭に脈絡なく即ち三種の(い)節、風俗不淫の句が四種の(二)節、婦人不淫不妬等の句と重複し、三種の同節、禾稻紵麻以下、箭鏃に至る物産が、四種の(ハ)節に記せる物産と脈絡相屬せず、四種の(ハ)節、父母兄弟云々の句、三種の(は)節、會同坐起云々の句と脈絡相屬せざるが若きに由る。又

夏后少康之子。封_レ於會稽_一。斷_レ髮文_レ身。避_レ蛟龍之害。(三種い節)とあるは、漢書地理志に粵地の事を記せる文を襲用し、

作_レ衣如_二單被_一。穿_二其中央_一。貫_レ頭衣_レ之。種_二禾稻紵麻_一。蠶桑緝績。——其地無_二牛馬虎豹羊鵠_一。兵用_二矛楯木弓_一。——竹箭——或骨鏃。(同節)

とあるは、大要漢書地理志の僣耳朱崖の記事を襲用せり。此等は魏人の想像を雜へて、古書の記せる所に附會せるより推すに、親見聞より出でしにあらざること明らかなり。最後の參問云々も亦然りとす。

次に零碎なる字句の異同を校訂して以て、此章を終ふべし。

注に魏略を引きて正歲四時とある時を宋本には序に作り。記_二春耕秋收_一とある記を宋本には計に作り、從ふべし。

重者滅_二其門戶及親族_一の滅を宋本は没に、親を宗に作り、亦從ふべし。

其國本亦以_二男子_一爲_レ王。住七八十年。倭國亂相攻伐歷年。乃共立_二一女子_一爲_レ王。名曰_二卑彌呼_一。此數句異同甚だ多し。後漢書には前にも引ける如く、

建武中元二年。倭奴國奉_レ貢朝賀。使人自稱_二大夫_一。倭國之極南界也。光武賜以_二印綬_一。安帝永初元年。倭國王帥升獻_二生口百六十人_一。願_二請見_一。桓靈間倭國大亂。更相攻伐。歷年無_レ主。有_二一女子_一。名曰_二卑彌呼_一。

に作れるが、隋書、通典は全く後漢書に據り、北史は桓靈間を靈帝光和中に作り、餘は後漢書に同じ、梁書は漢靈帝光和中に作ることは北史と同じく、歷年の下に無_レ主二字なきことは三國志に同じ、宋本御覽は三國志を引きて任七八十年を靈帝光和中に作れり。因て思ふに魏略の原文は建武中元より願_二請見_一に至るまでは、後漢書に同じく、次に漢靈帝光和中とありて、倭國亂相攻伐歷年以下は三國志に同じかりしならん。三國志が本亦以_二男子_一爲_レ王といへるは、中元、永初二次朝貢せる者が男王なりしを以て、略してかく改めたるなるべく、又永初より光和までを算して任七八十年の句を作りしなるべし。靈帝光和中を桓靈間と改めたるは、改刪を好める范曄の私意に出でたること明かに、歷年の下に無_レ主の二字を加へたるなどは、全く范曄の妄改の結果と見えたり。宋本御覽が三國志を引て靈帝光和中の句を残せるは、當時の異本或はかく作りし者ありけん。

景初二年六月は三年の誤りなり。神功紀に之を引きて三年に作れるを正しとすべし。倭國、諸韓國が魏に通ぜしは、全く遼東の公孫淵が司馬懿に滅されし結果にして、淵の滅びしは景初二年八月に在り、六月には魏未だ帶方郡に太守を置くに至らざりしなり。梁書にも三年に作れり。

五、結論

已上の各章に於て、魏書倭人傳の

邪馬臺とは大和朝廷の王畿なるべきこと

女王卑彌呼とは倭姫命なること

は、粗ぼ論じ盡せり。但だ其の魏と交通せる時期が、我が國史に於て、如何なる時代に相當するかは、尚ほ未だ語て詳かならざるの憾あり。少しく之を補て、以て此の考説を結ばんとす。

余は女王國が狗奴國と相攻撃せりといふによりて、其の時期を景行天皇の初年、熊襲親征の事に該當する者と斷ぜんとす。上古に在て語部が語り繼ぎたる史實なりとも、當時の大事を全く語り漏すべき者とは信ぜざるが故に、魏國の記録に著はれたる史實が、我が上古史に全く缺佚せる筑紫女酋の事蹟なりと信じ得ざること、猶かの魏使が筑紫に來りて、全く大和朝廷あることを知らずして歸れることを信じ得ざるがごとし。故に此の魏國まで知れ渡りたる攻撃の事を、景行天皇の御事蹟に當る者と定め、かくて之より下れる世に考へ及ぼすに、神功皇后攝政の期は、那珂通世氏の説の如く、三國史記と神功紀の干支と、續日本紀の菅野眞道等の上表とによりて百濟近肖古王の時とするこゝと當然なれば、此間凡そ百年にして、景行、成務、仲哀、神功、四朝に彌れば、必ずしも荒唐に流れざるべし。又之より上に溯りて漢靈帝光和中の内亂を、崇神垂仁の二朝に於ける百姓流離。或有_二背叛_一崇神紀六_{一年の語}により、神祇を崇敬せしこと、武埴安彦の叛、四道將軍の出征、狹穗彦の亂などに當る者とせんには、其間五六十年にして、長短頗る當を得る者の如し。是れ我が古史の紀年を定むるに於て、亦甚だ有益なる資料たるべきなり。

今一事の注意すべきは、余が考定せる倭國の使人が、田道間守以外の諸人も、皆但馬、出雲より出でし人物たることなり。崇神紀六十年に見えたる出雲大神宮の神寶を貢上せしめたること、垂仁紀

八十八年に見えたる但馬出石の神寶を獻ぜしめたることを併せ考ふるに、神寶の貢獻は實に其國の服屬を表する者なるべく、此の二國の服屬は、始めて大和朝廷の海外交通を容易ならしめて、更に任那の服屬を導きたる者なるべし。魏志の記事は任那服屬の後なるべきこと、已に説く所の如くなるを以て、其時外交の使命を奉ぜし者が、但馬、出雲二國の名族たりしことは、事情に於て極めて當然なりと謂ふべし。

若し倭人傳に見えたる倭國の習俗其他をも旁證し、又諸韓國との關係にも及ばんには、更に闡發を要する者あるべきも、此の考證已に長きに過ぎたるを以て、今皆之を略し、別に補考を草するの機を待たんとす。

(明治四十三年五〜七月「藝文」第一年第二〜四號)

- 「卑彌呼考」(『明治文学全集 第七八卷』「明治試論集(二)」、筑摩書房、一九八九年二月)所収。
- 原文を尊重して。旧字・旧仮名遣いにした。
- PDF化には`LATEX 2ε`でタイプセッティングを行い、`dvipdfmx`を使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/science1ib.html>

「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、「科学図書館掲示板」

<http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs>